

# 令和6年第10回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和6年10月10日（木）

午後2時00分から午後2時30分

場所：宇城市役所本館3階大会議室

## ○出席委員

（農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	松川 奈保美	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	橋本 孝博	8番	山田 哲郎	9番	坂本 茂義
10番	百家 美代子	11番	吉富 訓生	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
吉利 健	早川 一伸	欠
欠	欠	澤村 賢治
上村 君博	欠	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

## ○欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

中塘 万格人

近藤 洋之

田中 起代登

森田 良光

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）緒方 照美 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後2時00分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第51号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第52号 農地・非農地の判断について

**開 会**

（午後2時00分）

職務代理者の号令による起立・礼

**事務局長**

ただ今から令和6年第10回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数13名全員のご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び宇城市農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

**会 長**

こんにちは。

大変お忙しい中、お疲れのところご出席を頂きましてありがとうございます。稲刈りも随分進みまして、今年は等級もまた値段もいいということで、皆さん大変期待をされているのではないかと思います。

また近頃は朝晩涼しくなりまして、体調を崩しておられる方が増えているという事で、皆さま方どうぞ気を付けて頂ければと思います。

また、今までも言っているんですが発言の際には挙手の後、指名を受けて起立をして発言をして頂けたらと思います。よろしくをお願いします。

**議 長**

それでは、これより令和6年第10回宇城市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、6番 河野公明委員、7番 橋本孝博委員を指名いたします。

**議 長**

日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

全員挙手です。よって本総会の会期は、本日1日と決定されました。

**議 長**

日程第3、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第49号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局**

議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

令和6年10月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子  
農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。以上です。

**議 長**

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いしま

す。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

<b>議 長</b>	申請番号 1 番は、	7 番	橋本委員より
	申請番号 2 番は、	松橋 2	近藤委員に代わりまして
		7 番	橋本委員より
	申請番号 3 番は、	松橋 5	上村委員より
	申請番号 4 番は、	小川 2	吉水委員より

それぞれ説明を求めます。

#### **橋本委員**

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇町〇〇小学校から西へ約 500m 位行った所の右側の畑ということで、申請者の譲渡人と受人は親戚関係でありまして、譲渡される方が〇〇市内でこちらにはもう帰ってこないという事で、受人のすぐ隣の畑なので作って頂きたいということで贈与という形でされております。場所的には何ら問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。

続きまして申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇の南側〇〇の近くになります。譲渡人は〇〇町〇〇なんですけども、受人の方とは全然面識はありませんけども受人が〇業並びに農業という形で、経営規模拡大の為に購入したいという事で話があっております。ここの周りを見たら、住宅ばかりで雑草が生えているわけですね、ですからそういう所は農業をされる方をお願いして、ちゃんと生育してもらえればとの思いで私はおります。何ら問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

#### **上村推進委員**

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇の入口、〇〇から〇〇の方へ行く道の〇〇の入口のすぐ右側にございまして、受人は〇〇の東側に〇町ほど〇〇用の〇〇を栽培されています。私そこに行ってみたんですけども、今だったので分からなかったんですけども、〇〇の区長さんに詳細を確認したら、間違いなく〇〇を作っているという事は確認がとれております。金額が異常に高いわけで、反〇〇〇円でこれについて確認をしましたところ、どうしてもこの土地が欲しいと、〇〇に行く道路に面していて、〇〇の裏に作られている土地と隣接しているので、ここから多分入りたいからだと思うんですけども、詳細はどうしても土地が欲しいという事で言われてました。経営的にも大規模経営をされてますので、特に問題ないかと思えます。検討の程よろしくお願い致します。以上です。

#### **吉水推進委員**

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。渡人はおじで受人は甥の間柄です。渡人は終活で受へ贈与したいという事です。贈与に関

しては何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

**議 長**           ただ今、申請番号1番から4番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

**議 長**           意見も無いようですので、申請番号1番から4番について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

**議 長**           全員挙手です。よって、議案第49号の農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から4番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**           日程第4、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第50号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局**           議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請について  
次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

令和6年10月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求めます。以上です。

**議 長**           それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

<b>議 長</b>	申請番号1番は、	1番	村山委員より
	申請番号2番は、	松橋5	上村委員より
	申請番号3番及び4番は、	9番	坂本委員より
	申請番号5番は、	小川4	河島委員より

それぞれ説明を求めます。

**村山委員**           申請番号1番について説明します。詳細は記載のとおりです。  
転用理由はコンビニエンスストアの建設となっております。申請地は〇〇のす

ぐ近くになります。長年の住民の要望もあり今回の申請となっております。  
地元区長の排水同意も取れてますので、ご審議よろしくお願ひします。

**上村推進委員**

申請番号2番について説明します。詳細は記載のとおりです。  
場所は〇〇〇号線〇〇方面から〇〇に向かいますと〇〇がありましてその右下という形になります。受人が購入して診療所を作られて、〇〇がここに入られるということになっているみたいです。資料の写真の5頁を見て頂きたいんですけども、対象農地は全て遊休農地となってまして、状況としては2号になつとります。地元の人からも要望があつたんですけども、ここをどうにかきれいにしてほしいという所もありますので、今回こういう話があつて地元の方達は喜んでいらっしゃるみたいです。特に問題はないかと思ひますので、よろしくお願ひ致します。以上です。

**坂本委員**

申請番号3番について説明致します。詳細は記載のとおりです。  
転用理由は特定建築条件付売買予定地です。場所は〇〇小学校のグラウンドの右前、すぐ近くです。そこに今回6区画の特定建築条件付売買予定地を受人が建設をされるという事です。同意等は全て取られており、何ら問題ないかと思ひますのでご審議をお願ひしたいと思ひます。

続きまして申請番号4番について説明致します。詳細は記載のとおりです。  
転用理由は個人住宅及び事務所、駐車場、資材置場となっております。受人は今回、〇〇事業をされるという事で〇反〇畝ほどあり、面積が広うございますけども、そのような事で今回購入の案件が出ているということでございます。場所は、〇〇線〇〇を越えまして〇〇の〇〇の手前、隣に今回申請地があります。同意等も全て取られており、何ら問題ないかと思ひますのでご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

**河島推進委員**

申請番号5番について説明致します。詳細は記載のとおりです。  
転用理由は個人住宅です。貸人と借人夫婦は祖父と孫夫婦という関係です。借人は結婚を機に住宅用地を探していましたが、なかなか条件に見合う土地が見つからず貸人に相談した所、自分たちも高齢になり健康面でも少し不安があつたということもあり、住宅敷地内の申請地を借受けるという事になりました。排水同意書も添付されており、問題はないと思われまふ。ご審議の程よろしくお願ひ致します。以上です。

**議 長**

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願ひします。

**事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりで

す。

申請番号1番及び4番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われま

す。申請番号2番及び5番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われま

す。申請番号3番は、幅4m以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね500m以内に〇〇小学校と〇〇保育園があることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われま

す。なお、申請番号2番については、令和〇年〇月に渡人より形状変更届があり、令和〇年〇月〇日に形状変更が完了しております。

宇城市農業委員会農地形状変更指導要綱第11条第2項では、「形状変更が行われた農地については、形状変更後3年間は農地として利用し、農地転用を行わないこととする」とされており、本来であれば、令和〇年〇月までは転用を行なわないこととなっておりますが、「ただし、真にやむをえない理由があり、形状変更が当初から農地転用を目的としたものでないと判断できる場合はこの限りでない」となっております。

申請人へ確認したところ、当該農地は取水ができなくなったため、渡人が形状変更を行い、栗を植栽されていましたが、近隣の農地一帯を、受人が〇〇医院の建設を行いたいという話があり、地域の人々の健康維持のために必要な施設ということで、譲渡することになったということです。以上です。

**議 長**

ただ今、申請番号1番から5番について、説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

( 意見なし )

**議 長**

意見も無いようですので、申請番号1番から5番について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

全員挙手です。よって議案第50号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から5番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第5、議案第51号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案第51号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局**

議案第 51 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和6年10月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子  
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。以上です。

**議 長**

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案 12 ページから 13 ページの所有権移転の申請番号 401 番から 404 番について、事務局より説明を求めます。

**事務局**

議案の 12 ページから 13 ページです。  
今月は、農業公社が買入れるのが 4 件です。  
面積は、田が 12,435 m<sup>2</sup>、畑が 15,096 m<sup>2</sup>の合計 27,531 m<sup>2</sup>です。  
売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。  
ご審議方よろしくお願いたします。以上です。

**議 長**

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

( 意見なし )

**議 長**

意見もないようですので、議案第 51 号について、承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

全員挙手です。よって議案第 51 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 6、議案第 52 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 52 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案第 52 号、「農地・非農地の判断について」  
宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありました

ので、農業委員会の意見を求める。

令和6年10月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子  
農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

申請地の非農地の判断について、申請番号1番は〇〇地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

**議 長**            それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

**五嶋委員**            はい。

**議 長**            はい、2番五嶋委員お願いします。

**五嶋委員**            非農地化について質問します。  
写真を見る限りこれは10年以上経っているのではないかと思います。結構大きな木も立っていますし、また、この中で〇〇年〇月〇日頃より山林となっているとあります。非農地化するのに何年位経っていれば非農地化と認められるのかというのを教えて頂ければと思います。

**議 長**            ありがとうございます。  
事務局お願いしていいでしょうか。

**事務局**            年数は何年という規定はないかと思います。現況の状況が木が生い茂っている、山林化を呈しているという状況であれば現地を確認して非農地と判断していくこととなると思います。

**議 長**            よろしいでしょうか。

**五嶋委員**            はい、ありがとうございます。

**議 長**            他にありませんか。  
( 意見なし )

**議 長**            意見もないようですので、議案第52号につきまして承認される方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長**            全員挙手です。よって議案第52号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**            以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和6年第10回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。  
慎重なご審議、ありがとうございました。

**閉 会**            (午後2時30分) 職務代理者の号令による、起立、礼。